

令和2年度事業基本方針

1 事業活動方針

第三期指定管理期間の最終年となる令和2年度も、県との指定管理に係る協定書等における新たな取組など事業の充実や進捗状況等を点検しながら、これまで培った管理・運営の実績を活かし、本県文化の更なる発展に寄与できるよう全力で取り組んでいくものとする。また、令和3年度からの第四期指定管理の受託に向けた準備も進めていく。

- ① 地域や県民により開かれた芸術文化活動の拠点となるよう、芸術劇場の活用を促進し、県民の文化活動を支援する。
- ② 宮崎県全体の文化力が高められ、文化のすそ野が広がるよう、県民文化振興事業や宮崎国際音楽祭の充実、他の文化施設や団体等との連携に努め、多様で魅力ある文化活動を積極的に展開する。

2 事業内容

- ① 宮崎県から受託する芸術劇場の管理運営
 - ア 施設設備の適切な維持管理及び改修を行う。
 - イ 劇場の利用促進及び文化芸術活動の支援のため、施設利用サービスを充実する。
- ② 宮崎国際音楽祭（県から受託し、共催して行う事業）

徳永二男音楽監督のもと、これまでの成果を継承しつつ、新たな視点も加えた音楽祭として、更なる充実を図る。
- ③ 県民文化振興事業
 - ア 一般公演事業
 - 県民の「観たい」「聴きたい」に応えるため、芸術劇場の3つのホールの特徴を活かした、音楽、演劇、舞踊など各分野のバランスを取りながら、国内外の最高水準の舞台芸術鑑賞の機会を提供する。
 - クラシック音楽に限らない新たな領域の音楽公演や話題性のある出演者による演劇、舞踊公演を選定し、新たな観客の獲得に努めていく。
 - イ 自主企画制作事業
 - 県民や県内の文化芸術団体等と連携を図りながら、創造的な舞台芸術の企画・制作を共同で実施するなど、県民等が広く参画する事業を充実する。

- 少子高齢化などの地域社会に凝縮されている社会課題を背景に、宮崎に生きる人の営みを描いた「宮崎の人材による宮崎の物語」を創造し、宮崎の今を発信する。
- アウトリーチの登録演奏家をはじめとした県内演奏家を起用し、親子向けや入門的なコンサート、パイプオルガンを使ったコンサート等を企画制作する。

ウ 教育普及事業

- 舞台芸術への入口としてワークショップ等その他体験の場を充実させ、芸術家との交流の場や県民誰もが活発に文化活動を楽しめる環境づくりに努めていく。
- 県民の「新しいことを始めてみたい」、「舞台芸術により深く関わりたい」といったニーズに応じていくため、招へい公演で来館した芸術家による講座等やバックステージツアー等の体験型、実践型の講座、ワークショップを実施する。

エ 芸術文化発信事業

- 県内の公共ホールと連携を図りながら、各事業のプログラム、演奏家の相互交流やPRなどを行い、各館が取り組む文化事業の充実を図る。
- 県内の各地に舞台芸術を届けるために、県内の公共ホールと連携を図りながら音楽や演劇のアウトリーチや県立芸術劇場以外の会場での公演を行っていく。

④ 友の会制度の運営

当財団が行う文化事業にできるだけ多くの県民の方が参加していただけるよう、友の会制度の普及を促進する。

⑤ 文化情報サービスの提供

インターネットなどの情報ツールを活用し、利用者にきめ細かな情報を提供する。